

企画教育委員会記録

1 日 時 令和4年12月16日(火)
午前 9時59分 開会
午前11時55分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	越 智 克 範	副委員長	小 野 辰 夫
委員	片 平 恵 美	委員	神 野 恭 多
委員	篠 原 茂	委員	藤 原 雅 彦
委員	大 條 雅 久	委員	伊 藤 優 子
委員	山 本 健十郎		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長 石 川 勝 行

企画部

部長	亀 井 利 行	総括次長(総合政策課長)	加 地 和 弘
文化スポーツ局長	佐 薙 博 幸	財政課長	藤 田 英 友
別子銅山文化遺産課長	藤 田 和 久	シティプロモーション推進課長	鈴 木 今 日 子
文化振興課長	中 沢 美 由 紀	シティプロモーション推進課主幹	高 橋 憲 介
文化振興課参事(美術館長)	高 橋 洋 毅		

総務部

部長	高 橋 正 弥	総括次長(人事課長)	高 橋 聡
次長(総務課長)	堀 尚 子	契約課長	松 平 幸 人

教育委員会事務局

教育長	高 橋 良 光	事務局長	木 俵 浩 毅
総括次長(社会教育課長)	竹 林 栄 一	学校教育課長	須 藤 充 史
学校教育課主幹	徳 永 易 丈	学校給食課副課長	飯 尾 規 彦

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

事務局次長 高本 光 議事課主査 村上 佳 史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 9時59分

●越智委員長：〈開会挨拶〉

○市長：〈挨拶〉

○企画部関係（企画部その他関係者）

◇議案第76号 新居浜市旧端出場水力発電所設置及び管理条例の制定について

○藤田別子銅山文化遺産課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●大條委員：入場料を無料とするということだが、有料である広瀬歴史記念館や旧広瀬邸とは、どのような違いがあるのか

○藤田別子銅山文化遺産課長：有料、無料の議論は行った。入館料の徴収などの公金管理のための人件費、公金を適正に取り扱う人員配置や券売機などの備品管理関係の初期投資費を考えた場合に無料のほうがよいと判断した。また、住友所有の別子銅山記念館、日暮別邸が無料の中で、当初はできるだけ多くの方にマイントピア別子に来て、見ていただきたいことから、無料と決定した経過がある。マイントピア別子の旅行商品の中で、発電所のガイド案内をつけたツアーや東平ガイド付きのツアーをセットにした商品などで端出場全体の歳入増につなげていきたいと考えている。

●大條委員：展示物等もたくさんあり、発電機にしても簡単には壊れたりはしないと思うが、展示物等の管理の人員配置についてはどのように考えられているか。

○藤田別子銅山文化遺産課長：日々の管理経費については、担当課としては、文化財であるため、ある程度お金をかけて管理したいという考えはあるが、無料にすることもあり、人件費をなるべく抑え、必要最小限の管理費で、最大の効果が発揮できるよう協議を行っており、令和5年度予算で示したいと考えている。

●大條委員：条例を見ると管理の点では委託も考えられており、マイントピア別子に委託する選択肢も含まれていると読んだのだが、それはまだはっきりしていないということか。

○藤田別子銅山文化遺産課長：駐車場の管理なども含めてマイントピア別子が立地的にも好ましいと考えているが、今後の委託契約の中で決定したいと考えている。

〈討 論〉

●神野委員：管理委託等に関しては、単独で見学しても知っている人には伝わるが、知らない人には旧端出場水力発電所の魅力が伝わりづらいところもあるので、しっかりとPRできるように展示物や展示方法、ガイド、映像などを勘案した上で進めていただくことを要望し、賛成する。

〈採 決〉 全会一致 原案可決

休憩 午前10時05分／再開 午前10時08分

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第71号 新居浜市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

○堀総務部次長（総務課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●片平委員：新居浜市個人情報保護条例はものすごく長い条例だったと思う。法律施行のための条例と

ということで、文言が少なくなっていると思うが、具体的に市民や市民生活に対して何か変わる点があるのか。

○堀総務部次長（総務課長）：今回の施行条例は、全体で7条と大変短くなっている。今回は個人情報保護法の適用の対象が地方自治体も加わるということで、法で定められている同じ内容は、条例で新たに規定することは認められていないため、条例で規定するのは法が認めている条例で制定することができる事項と条例で制定しても差し支えない事項だけになる。従来の条例は、個人情報保護法に準拠した形で制定されており、法律が適用されることになったとしても、取扱いに変化があるようなことにはならない。市内部の届出書の様式など、内規的なものが変わるところが一部ある。また、今までは個人情報を取り扱う事務については、市の条例や規則で定めた個人情報取扱事務届出書を市民が閲覧できるような形を取っていた。法の改正に伴い、これに代わるものとして、個人情報ファイル簿を市が作成しなければならなくなり、その公表は閲覧だけでなく、ホームページなどに掲載して公表することも定められたため、4月1日以降は個人情報ファイル簿をホームページにも掲載するようになることから、市民の方は閲覧だけでなく、ホームページで確認することができるように変わる。

●片平委員：個人情報ファイル簿はどのような内容のものか。

○堀総務部次長（総務課長）：個人情報ファイル簿に掲載される様式が法令等で定められており、主な項目としては、個人情報として取り扱う氏名や住所のような個人情報の範囲や、利用目的、個人情報の収集方法、ファイルの種別、ファイルを管理している組織の名称、個人情報ファイルの名称などである。

●伊藤委員：開示請求に対してはどのようにするのか。

○堀総務部次長（総務課長）：個人情報に関する開示請求については、方法や請求の決定期限なども全て法の規定に沿って行うようになるが、新居浜市は従来、開示請求があった場合の決定期限を請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定しなければならないと定めており、法では30日以内ということになっているが、従来の取扱いと同じように14日以内に決定するように条例で規定している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第72号 新居浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：1点目は、職員定数と実数はどのようにになっているのか。2点目は、定年退職がない年度の新規採用はどのようにするのか。3点目は、定年延長になった場合、職員の役職はどのようにするのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：1点目の職員の条例定数と今の実人数であるが、消防も含めた職員の条例定数は980人で、本年4月1日現在の実人数は920人である。2点目の1年おきに定年退職がいなくなる間の採用については、年によって採用しないということは避けなければならないと考えているが、定年退職がない分、人数はとどまるため、令和13年度までの採用に関しては平準化して継続していく。3点目の60歳を過ぎた職員の役職については、管理職にとどまることができないため、新居浜市でいうところの係長以下の職に降格して、勤務を続けていただくことになる。

●篠原委員：役職を解くということになるのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：役職については、管理職を解いて係長以下の職に降格して勤務してもらうことになる。

●山本委員：段階的な定年延長が令和13年で完了するというので、前から思っていることだが、今も60歳で管理職を解いており、特に部長クラスは2年ぐらいで変わっている。今回の改正で、60歳を超え

ると課長や部長の役職は全て解かれると思うが、これは国が決められているのか、それとも自治体が決めることになっているのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：国が示している考え方を準用したものである。目的としては、組織の新陳代謝を図るということと、60歳を過ぎても元気な方もいるが健康面などで心配な面も出てくることからフルタイムの勤務や短時間勤務など、仕事の仕方の選択肢を広げていくことである。管理監督職からの降格制度については、先ほども説明したように、組織の継続性というようなことを目的に導入されるものと理解している。

●山本委員：国は法律でそのように決められているのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：条文の第4条で、管理監督職を占めている職員は要件を満たした上で、市長の承認を得た場合にのみ、勤務延長を可能とする規定を追加すると規定している。法では市立病院の院長の職など、管理監督職として置いておくべき特定の職を指定して、その職については61歳を過ぎても管理職で置いていてもいいということを条例で規定をすれば、可能ということを書いているが、検討した結果、61歳を過ぎても管理職に置いておくべき職務であるものが新居浜市には見当たらないため、規定はしていない。

●山本委員：東京都江戸川区では、63歳くらいまで部長職を延長していた。新居浜では部長が継続せず、毎年5人も6人も変わっている。前から市長にも言っているが、この条例が決まると不可能になると思うが市長の考えは。

○石川市長：今の定年制の中で、定年以降も引き続いて部長職にとどまっている市町村はある。それと同じで、この条文からするとできるのではないかと理解している。

●山本委員：先ほどの説明ではできないという言い方だったがどうか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：繰り返しになるが、確かに優秀な方もたくさんいると思うが、特定の個人で61歳を過ぎても課長職や部長職で雇用し続けたいというような趣旨では難しく、例えば何々部長や何々課長の職については、特殊な資格や能力を必要とし代えがたいため、65歳まで管理職として置くことを認めると条例の中で規定しなければならないことになる。

●山本委員：市長はできるのではないかと言われたが、規定しなければできないということか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：委員の言われるとおりである。

●山本委員：今のところは条例に追加しないとできないということだが、江戸川区は63歳までと、市長が言ったような自治体はたくさんある。新居浜市は人材不足だから、そのようなことを条例に入れなければならない。60歳以降も継続して管理職として勤務できるように、今後条例を追加するよう要望して、質疑を終える。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：参考になるかどうかは分からないが、国のほうで管理監督職として上限年齢制の対象となる管理職から除かれる職として示されているのが、病院、療養所の機関に勤務する官職、科学警察研究所長などの研究所や試験所の長、迎賓館長、宮内庁次長、金融庁長官である。新居浜市の場合は、今のところそのような職はないと判断している。また、他の自治体で60歳を過ぎても管理職があるという指摘であるが、確かに今現在はあるようには聞いている。ただ、これは裏を取っていないため、間違っていたら申し訳ないが、ある自治体では部長級に置いているが管理職手当を払っていないなどという仕方で人材不足を補っているところがあるようには聞いている。ただ、定年延長制が来年4月から施行されると条例の中で規定しておかなければ置けないことになる。

●小野副委員長：65歳を過ぎても新居浜市で勤めたいという場合はできないのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：今現在もそうだが、65歳を過ぎると正規職員としては勤めることはできない。ただ、ノウハウや知識、経験などを生かしてもらいたいという人に関しては会計年度任用職員として継続して勤務していただいている方も若干名だがいる。

●藤原委員：65歳の定年制は世の中の流れからしても当然だと思う。定年延長した場合、令和13年度までの人件費はどのように推移するか、今の段階で毎年の人件費が分かれば教えていただきたい。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：定年延長がされたとしても、必ずしも全員が正規職員としてとどまるかどうかは、事情もあるため、今の時点で数字を出すのは難しい。給与が退職時の7割になるため、今までの再任用職員よりは人件費が多くかかることになることから、これまでよりは人件費が少し増えていくことにはなるが、先ほどの採用の話であったように、採用を若干抑制することでうまくバランスを取りながら、人件費があまり膨らみすぎないような配慮は必要と考えている。

●大條委員：新規採用の人数を絞らざるを得ないということだが、実際に新規採用の職員数をどれくらい減らす予定か。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：令和5年度が定年引上げの最初の年になるが、本来であれば60歳で退職するが61歳まで勤務することになる職員が令和5年度に今のところ24名いる。定年を段階的に引き上げる期間中に対象となる職員は、令和5年度から令和14年度までの10年間に於いて、調理員も含めて、94名いる。新規採用職員が定年引上げ期間内にどれくらい抑制されるのかということについては、定年引上げがないと仮定した場合には退職者補充のため、10年間で退職者となる90数名とほぼ同数の100人程度の採用をすることになるが、定年引上げによる抑制については、その年その年で考えていかなければならないと考えている。採用数全体の概ね2割程度が抑制されると考えているが、今でも受験者数の伸び悩みに悩んでいるところであり、具体的な抑制数を言うに敬遠される恐れもあるため、具体的な数字は控えさせてもらいたい。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

< 質 疑 >

●伊藤委員：定年延長される来年度までに定年となって65歳まで新居浜市で働いている方は対象にはならないということか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：御指摘のとおりである。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第74号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第81号 財産の取得について

○松平契約課長：<説明>

○木俣教育委員会事務局長：<説明>

< 質 疑 >

●大條委員：入札参加業者が2者とのことだが、入札参加資格はあったのか。

○松平契約課長：令和3・4年入札参加資格申請書を提出し、物品役務において参加資格を有すると認定されている業者である。

●大條委員：車種がキャンターと聞いたので、通常ならば三菱ふそうの営業所が参加すると思ったが、参加申請はなかったということか。

○松平契約課長：四国三菱ふそう販売株式会社東予支店も登録対象業者だが、参加申請はなかった。

●大條委員：有限会社オー・エム・シーといすゞ自動車中国四国株式会社は、最近の取引実績はあるか。

○松平契約課長：いすゞ自動車中国四国株式会社の納入実績は把握していないが、有限会社オー・エム・シーについては令和2年に公用車の納入実績等がある。

●神野委員：2者の応札額に開きがあるが、予定価格は幾らだったのか。また、2回に分けて納入されるとのことだが、今はこのような特殊な車ではない新車でも手に入らない状態が続いているが、納入予定はいつになるのか。

○松平契約課長：予定価格は、税込みで9,517万2,000円である。また、納入予定については、初回の納入が令和6年3月31日まで、2回目が令和6年7月31日までとしている。

<討 論>

●片平委員：私共は仮称西部学校給食センターには反対しているので、本議案についても反対する。

●大條委員：現行の泉川の学校給食センターは、配送車6台のうち、5台がマツダのタイタン、1台が今回購入する同車種のキャンターということで、6台でも車検の調整が大変だったということであるため、事前の配送訓練等の時期もあると思うが、納車に関してはもう少し小分けにすることを要望して賛成する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

【一括議題】議案第82号、議案第83号（人事院勧告関連条例議案）

◇議案第82号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◇議案第83号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質 疑>

●片平委員：議案第83号については、期末手当ではなくて勤勉手当を上げる理由は何か。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：人事院勧告に準じていることが根拠である。

●小野副委員長：議案第83号において、行政職給料表の号給は、個々の上司が決めるのか。

○高橋総務部長：給料についてはまずは条例、規則に基づいて初任給を決定する。その後、年度の1月1日に定期昇給があり、1年目は3号で、普通の成績であれば基本的には4号ずつ上がる。大卒で採用されると1級25号給に格づけられて、1年目には3号、それ以降は4号ずつ上がっていくことになり、2級、3級と昇任、昇格が行われていく中で、給料の格づけが行われる仕組みである。

●片平委員：今回、会計年度任用職員の期末手当が変わっていない理由は何か。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：今回は勤勉手当の改定のための勧告であったが、会計年度任用職員は、勤勉手当を支給していないため、改正の対象となっていない。

●片平委員：愛媛県や南予のいくつかの町は会計年度任用職員も上げる方向になっていると思うが、もともと東予4市の会計年度任用職員の期末手当は2か月分とすごく少なく、他市では2.4や2.5か月などで、今回内子町では2.55か月になったと思うが、新居浜市ではどのように考えているのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：会計年度任用職員の採用は年度ごとの任用であり、任用時にあらかじめ勤務条件を提示しているため、年度中の改定は基本的にはしないところが1つである。また、約3年前の会計年度任用職員の制度が始まった際に、雇用を希望される従来の臨時職員や非常勤職員に関してはできるだけ雇用を守りたいということがあったが、会計年度任用職員では給与額の改善があり、雇用を継続するためには、人件費の総額を膨らませることが難しい中でどこかで工夫をしなければならぬということがあったため、期末手当の部分を少しカットした経緯が今にも至っている。

<討 論>

●片平委員：今回、このような人事院勧告が出た大きな理由は、物価高騰し労働者の生活がすごく苦しくなってきたからだと思っている。職員は少しでも上げていただきたいと思うが、同じように物価高騰の中で、少ない給料で頑張ってくれている会計年度任用職員を上げずして、議員報酬を上げることは、私は恥ずかしい思いであり、そうであってはいけないと考えるため、議案第82号について反対する。

<採 決> 議案第82号 賛成多数 原案可決
議案第83号 全会一致 原案可決

休憩 午前11時10分／再開 午前11時17分

○**予算議案**（企画部その他関係者）

◇**議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）**

○藤田財政課長：<説明>

○竹林教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：<説明>

<質 疑>

●小野副委員長：小学校の用務員だと思うが、小学校で草刈りをする費用がないため、自分の草刈り機を持ってきて、自腹で草刈りをしているということだが、そのような費用はないのか。

○高橋教育長：詳細を確認してみないと分からないが、草刈り機を動かすぐらいの管理運営費は学校にあると思うので、対応できていると思っている。

●伊藤委員：光熱水費は、いつからいつまでの分なのか。

○竹林教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：光熱水費については、4月から9月の上半期で令和3年度と比較すると、小中学校の電気料金で約1.2倍、公民館、交流センターでは1.28倍、また給食センターの重油で1.1倍、LPガスで1.69倍に上がっている。そのため、下半期についても、先行きが不透明な部分もあるが、同じ価格で推移すると想定して、算定している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時34分／再開 午前11時36分

◇**議案第84号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）**

○藤田財政課長：<説明>

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：個人番号カード取得利用促進事業費について、ポイント還元キャンペーンの今後の予定は。

○加地企画部総括次長（総合政策課長）：マイナンバーカードの利用促進と景気の活性化としてマイナポイントの還元祭を8月から3月までを予定していたが、10月から縣市町連携事業として採用され、10月から還元率を拡大するなどのための経費が増えたということである。今後のポイント還元キャンペーンは1月から3月までを予定している。

<討 論>

●片平委員：議案第84号については、先ほど反対討論をした議員の報酬増の部分が含まれた予算になるため、反対する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

◇議案第85号 令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第86号 令和4年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時50分／再開 午前11時51分

○ 請 願 ・ 陳 情 関 係

◇請願第3号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●伊藤委員：本請願は、子供の貧困増大や食材などの物価高騰などにより、学校給食費を無償化する意見書を政府及び関係機関に提出することの請願である。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、給食費を値上げせずにこれまでどおりの給食を維持することが困難な状況であることは十分に理解している。そのため、多くの自治体は国の地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担を軽減するための支援を行っており、本市でも本年6月の追加補正で予算措置し、食材の値上げ相当分について、令和5年3月までの補助を行っている。また、生活保護世帯やそれに準じる世帯については、従来から給食費は就学援助として支援しており、低所得者に対して一定の配慮を行っていると聞いている。仮に小中学校の給食費を全額無償とした場合に、新居浜市では年間4億円以上の予算が必要とのことであり、実施については慎重に判断しなければならないと思っている。以上の理由から現段階では本請願については、継続審査とすべきと考える。

●片平委員：貧困というラインでくくられていないところでも、生活が大変な世帯が増えてきている。市が給食を無償にすると、市全体の会計の0.8%の4億円ということで先日の井谷議員の質問の答弁にあった。実施している自治体もあるが、義務教育は無償ということで国の責任でしていただきたいという趣旨の請願だと理解しており、賛成する。

●神野委員：伊藤委員からも意見が出たが、現状としては、一定の配慮は十分に行われていると考えており、無償化に係る莫大な費用を給食費に充てることも重要かもしれないが、ほかにも必要などころが

たくさんあるとも感じている。給食に関してはコロナで学校が休校になった際に、その重要性について再認識したところであるため、しっかりと議論する必要があることから、継続審査を希望する。

<採 決> 賛成多数 継続審査

○ 閉 会 午前11時55分

企画教育委員会付託案件表

令和4年12月16日

○企画部関係（企画部その他関係者）

議案第76号 新居浜市旧端出場水力発電所設置及び管理条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第71号 新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第72号 新居浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 財産の取得について

議案第82号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 予算議案 (企画部その他関係者)

議案第 7 7 号 令和 4 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	4・18~23
歳出	第 2 款 総務費	5・24・25
	第 1 0 款 教育費	5・6・36~39
	第 1 1 款 災害復旧費	
	第 3 項 文教施設災害復旧費	6・42・43
第 3 表	債務負担行為補正 追加	
	新居浜市総合文化施設春季特別展開催委託料	8
第 4 表	債務負担行為補正 変更	
	新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設管理委託料	9
第 5 表	地方債補正 追加	10
第 6 表	地方債補正 変更	11

議案第 8 4 号 令和 4 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 7 号)

第 1 表	歳入歳出予算補正中	
歳入	全部	4・14~16
歳出	第 2 款 総務費	5・17・18
	第 3 款 民生費	
	第 1 項 社会福祉費	5・18・19
	第 4 款 衛生費	
	第 1 項 保健衛生費	
	1 目 保健衛生総務費	5・21
	第 9 款 消防費	5・23・24

議案第 8 5 号 令和 4 年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 6~8・40~43

議案第 8 6 号 令和 4 年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 9~11・44~49

○ 請願 ・ 陳情関係

請願第 3 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について